

知多北部広域連合介護保険条例

(平成12年3月3日 条例第3号)

改正 平成13年 3月 1日条例第4号
改正 平成17年 3月 1日条例第1号
改正 平成18年 2月28日条例第3号
改正 平成19年 2月27日条例第3号
改正 平成21年 3月 2日条例第1号
改正 平成25年 9月 9日条例第5号
改正 平成27年12月24日条例第8号
改正 平成30年 4月27日条例第6号
改正 令和 2年 5月 1日条例第8号
改正 令和 3年 2月25日条例第1号
改正 令和 8年 3月 9日条例第2号

改正 平成15年 3月 4日条例第1号
改正 平成17年 8月30日条例第3号
改正 平成18年 3月 1日条例第5号
改正 平成20年 2月29日条例第1号
改正 平成24年 3月 9日条例第1号
改正 平成27年 2月25日条例第3号
改正 平成30年 3月 1日条例第3号
改正 令和 元年 7月 1日条例第1号
改正 令和 2年 8月28日条例第9号
改正 令和 6年 2月15日条例第1号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 介護認定審査会 (第2条)
- 第3章 保険給付 (第3条・第4条)
- 第4章 保険料 (第5条—第13条)
- 第5章 保健福祉事業 (第14条)
- 第6章 雑則 (第15条)
- 第7章 罰則 (第16条—第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により広域連合に設置する介護認定審査会の委員の定数は、190人以内とする。

2 前項に定めるもののほか、介護認定審査会について必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付

（特例居宅介護サービス費等の額）

第3条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額、法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額、法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額、法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額、法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額、法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額、法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額、法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額及び法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、別に定める額とすることができる。

（居宅介護サービス費等の額等の特例）

第4条 法第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額等の特例」という。）の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に法第50条又は法第60条に規定する特別の事情を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）及び主たる生計維持者（要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (2) 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けようとする理由
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

- 2 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

第4章 保険料

(保険料率及び保険料の額)

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34, 305円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51, 646円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52, 023円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67, 856円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 75, 396円
- (6) 次のいずれかに該当する者 90, 475円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 98, 014円

- ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 113,094円
- ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 128,173円
- ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 143,252円
- ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 158,331円
- ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 173,410円
- ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 180,950円
- ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 188,490円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (15) 前各号のいずれにも該当しない者 196,029円
- 2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その100円未満の端数を切り捨てる。
- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,400円とする。
- 4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,500円とする。

- 5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,600円とする。

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 12月1日から同月25日まで

第6期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、広域連合長が別に定めることができる。この場合において、広域連合長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当

するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からこれらの規定に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第8条 広域連合長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促)

第9条 納付義務者（法第132条に規定する普通徴収に係る保険料の納付義務者をいう。以下同じ。）が納期限（納期の末日をいう。以下同じ。）までに保険料を完納しない場合においては、広域連合長は、当該納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 前項に規定する督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(延滞金)

第10条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の額を計算する場合において、100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することが

できる。

- (1) 第1号被保険者又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める事情があること。
- 2 前項の申請は、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。

(保険料の減免)

第12条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料を納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、規則で定めるところにより保険料を減免することができる。

- 2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、広域連合長が別に定める場合を除き、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。

第5章 保健福祉事業

(利用者負担の減免)

第14条 広域連合長は、第5条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する者が介護給付等（法第20条に規定する介護給付等をいう。）を受けたときに、次の各号のいずれにも該当する場合においては、当該者の申請により、その者が負担すべき費用の一部を減免することができる。

- (1) 世帯員全員の収入金額及び預貯金額が規則で定める基準に該当する場合
- (2) 規則で定める被扶養者に該当しない場合
- (3) 保険料を滞納していない場合

2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。

3 第1項の規定により利用者負担の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

第6章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

第7章 罰則

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対しては、10万円以下の過料を科する。

第18条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除

く。)の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率及び保険料額の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 3, 681円 |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 5, 521円 |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 7, 362円 |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 9, 202円 |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 11, 043円 |

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成12年度における保険料の額について準用する。

(平成13年度における保険料率及び保険料の額の特例)

第3条 平成13年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 11, 043円 |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 16, 564円 |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 22, 086円 |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 27, 607円 |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 33, 129円 |

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成13年度における保険料の額について準用する。

(平成12年度及び平成13年度における納期の特例)

第4条 平成12年度の納期は、第6条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 12月1日から同月25日まで

第3期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成12年度において第6条第2項の規定を適用する場合には、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第6期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度又は平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有した場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までの

いずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月

の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第8条 知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年知多北部広域連合条例第27号）は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第3

- 3号) 第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第11条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

による特別控除」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分

の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則（平成13年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成15年度分の介護保険料から適用し、平成14年度分までの介護保険料については、なお従前の例によ

る。

- 3 改正後の知多北部広域連合介護保険条例第14条の規定は、平成15年4月1日以降に介護給付等に係る居宅サービス等を利用したもの、特定福祉用具を購入したもの及び住宅改修を着工したものから適用する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

改正 平成20年2月29日条例第1号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 31,212円

- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 31, 212円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 39, 252円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 35, 469円
- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 35, 469円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43, 035円
- (7) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 51, 075円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円
 - (2) 第5条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円
 - (3) 第5条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円
 - (4) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円
 - (5) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円
 - (6) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円
 - (7) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改

正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円
- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円
- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円

(7) 第5条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第3条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、41,646円とする。

第4条 平成21年度から平成23年度における保険料率は、第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第5条第1項第1号に掲げる者 24,180円

(2) 第5条第1項第2号に掲げる者 24,180円

(3) 第5条第1項第3号に掲げる者 36,270円

(4) 第5条第1項第4号に掲げる者（第9号に該当するものを除く。） 48,360円

(5) 第5条第1項第5号に掲げる者 55,614円

(6) 第5条第1項第6号に掲げる者 60,450円

(7) 第5条第1項第7号に掲げる者 72,540円

(8) 第5条第1項第8号に掲げる者 84,630円

(9) 前条に規定する者 41,106円

附 則 (平成24年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、35,524円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、50,326円とする。

附 則 (平成25年条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険

料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第8号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第8号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年条例第2号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。